

No.	該当箇所	表題	内容	回答
1	実施要領	契約期間について	令和3年3月31日までとなっているが、半年契約で終了でしょうか。次年度以降は再度事業者を応募することになるのでしょうか。	一年目の状況を見て、基本的には随意契約を予定しています。
2	実施要領	委託期間について	半年間の委託ということよろしいか。次年度以降の継続はどのようにする予定か。開設準備期間に発生した費用は本委託料の対象としない。とあるが、別途開設準備業務を委託するという理解でよいか。	上記1の回答のとおり。 開設準備業務については、委託とはせず、受託者による実施及び負担とします。
3	実施要領	委託料の上限額について	56,253千円を上限とする。とあるが、半年間の委託料の上限という理解でよいか。	お見込のとおりです。
4	実施要領	物品等競争入札参加資格者名簿登録について	事前に登録されていなくても参加可能ということで理解してよいか。 また、新たに入札参加申請をする場合は担当部署の指示を待つということでしょうか。	お見込のとおりです。 入札名簿への登録については、4/30までとしておりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で書類の作成・準備等に時間がかかることが想定されることから、5月中旬までにご登録を完了していただければ可能とします。
5	実施要領	契約保証金について	どのような場合免除の対象になるのでしょうか。	五所川原市契約事務規則(平成17年3月市規則第53号)第33条のとおりです。 なお、免除の対象となるのは以下のとおりです。 (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (4) 第31条第2項及び政令第169条の7第2項の規定により延納の特約をした場合において、第6条第2項に規定する有価証券等を担保として提供したとき。 (5) 物件の売払いの場合で、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。 (6) 随意契約による場合で、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約不履行のおそれがないとき。 (7) 不動産の買入れ又は借入れ、物件の移転補償その他の契約をする場合で、契約の性質上、契約保証金を徴することが適当でないとき。  (市ホームページ「例規集」からもご確認いただけます。)

No.	該当箇所	表題	内容	回答
6	実施要領	契約保証金について	受託者が保険会社に依頼し五所川原市を契約の主体とする履行保証契約書の証券を提出する形でも可能でしょうか。	上記5の回答のとおりです。
7	実施要領	提出書類について	業務工程表とは何を指しているのか教えてください。	準備期間も含め、およそ月ごとの契約期間内の業務スケジュールを記載してください。
8	実施要領	第三者委託について	現状で第三者に委託している業務はありますでしょうか。ある場合、業務の内容及び費用を教えてください。	ありません。
9	実施要領	児童クラブ数について	当公募の委託期間にクラブ増の予定はあるのでしょうか。	現在のところありません。
10	仕様書	五所川原市放課後児童クラブ運営規定について	・内容を確認したいのですが、どのように確認したら宜しいでしょうか。 ・五所川原市放課後児童クラブ運営規定をクラブは指定しませんので開示願います。	個別回答します。 (公表を希望される場合は、担当課までご連絡ください。)
11	仕様書	運営に関する基本的な考え方について	「その提供サービスは均一かつ公平に提供されるべきものであることに留意し」とありますが、既に五所川原市においては私立の児童クラブが存在しているかと思われませんが、この私立の児童クラブについて民設民営でしょうか。それとも公設民営でしょうか。公設民営の場合には、既に開設している児童クラブの内容についても均一・公平の考え方であると認識して宜しいでしょうか。	市内の民設民営の児童クラブは5か所あります。 ・ひまわり放課後児童クラブ(五所川原小学校区) ・いとか学園放課後児童クラブ(南小学校区) ・五所川原保育園放課後児童クラブ(栄小学校区) ・みどりの風オアシス放課後児童クラブ(栄小学校区) ・こども園長橋放課後児童クラブ(東峰小学校区)  委託しているクラブについては、開所時間・おやつ代・送迎等、開所にあたっての基本事項については均一・公平の考えで実施しています。

No.	該当箇所	表題	内容	回答
12	仕様書	開所日及び開所時間	土曜日の開所について質問です。 土曜保育については、別表1の業務実施場所に記載されてある全てのクラブ室で開設しているのでしょうか。集約して開設している場合には、開設している児童クラブ名を教えてください。 今年度及び前年度の各児童クラブの土曜保育利用人数についてもご教授願います。	土曜日の開所についても、全てのクラブで開所しておりますが、利用人数に応じて、可能である場合は1施設内では合同(1教室)で開設しております。 利用人数について、前年度分に関しては、個別回答している前年度実績(ヒアリングシート)のとおりです。 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、クラブ数の多い施設でも10名前後の利用となっています。
13	仕様書	職員の配置について	児童数が少ない場合は、合同で運営してもよろしいでしょうか。又1校で複数のクラブがある場合、1つの教室で実施しているのか、複数なのか、教室数を教えてください。	1施設内での合同運営であれば、現在も実施しているため可能です。 (仕様書 11(2)のとおり。) 使用している部屋数は以下の通りです。 ・五所川原小学校 2部屋 ・南小学校 2部屋 ・中央小学校 2部屋 ・栄小学校 2部屋 ・三輪小学校 1部屋 ・三好小学校 1部屋 ・いずみ小学校 1部屋 ・一野坪 1部屋 ・七和保育園 1部屋 ・松島小学校 1部屋 ・金木小学校 1部屋 ・市浦小学校 1部屋
14	仕様書	職員の配置について	総括責任者を含め43人以下の体制とする理由は何でしょうか。また、この配置体制を超えてしまう場合はどうなるのでしょうか。	現在の市の配置体制は1クラブ2名程の体制となっているためそこから算出した人数となります。原則は43人以下の体制を考えていますが、予算等を踏まえ、よりよい案がありましたらご提案ください。
15	仕様書	職員の配置について	児童が少ない時間において、他県では職員一人の配置でも構わないというところもあるようですが、五所川原市の配置規定はどのようになっていますでしょうか。	五所川原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条の2 のとおり、当市では条例により、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上と規定しています。
16	仕様書	支援員等の体制及び資格等について	受託者は、事業の運営にあたり次に掲げる統括責任者、業務責任者、とあるが、業務責任者とは主任支援員のことか。	お見込のとおりです。

No.	該当箇所	表題	内容	回答
17	仕様書	放課後児童支援員(主任支援員)について	「各施設の責任者として、主任支援員を1人配置すること。」とあるが、「施設」とは別表1に記載されている「所在地」ごとに1施設と考えてよいか。また、複数施設を1人の主任支援員が兼務することは差し支えないか。	お見込のとおりです。 将来的に可能であれば複数施設の兼務も検討する予定ですが、初回のため、主任支援員は1施設に1名とします。
18	仕様書	支援員等の処遇について	・継続雇用職員の待遇については市と同等以上とすることとし、とあるが、現在の職員の雇用条件についてお示しいただきたい。	個別回答します。 (公表を希望される場合は、担当課までご連絡ください。)
19	仕様書	おやつ購入及び準備について	現状のおやつ代は月額いくらでしょうか。また主なおやつ購入先はどこでしょうか。	おやつ代は児童1名につき、月額2,000円です。 (金木小と市浦小放課後児童クラブについては、利用日数に応じ、金額が変わります。) 主な購入先は、スーパーや問屋、通信販売等があります。
20	仕様書	施設・設備の点検について	「日常的に施設・設備の点検を実施」と指示がありますが、現状で使用されている点検表などのフォーマットがあれば開示願います。	特に定めているものはありません。
21	仕様書	保険等の加入について	・青森県PTA安全互助会加入の保険料は委託料に含むのでしょうか。また一人あたりの保険料及び今年度の加入者は何名でしょうか。 ・傷害保険について、令和2年10月から令和3年3月までの取扱いは現状どうなっているのか。	青森県PTA安全互助会への加入は児童が各小学校に直接申込を行います。 よって、委託料には含みません。 児童クラブ利用者には保険の加入を義務付けていますので、利用者は全員が加入していることとなります。 児童1名の年会費は1,100円です。  また加入期間は年度ごとであるため、令和2年10月以降も継続されます。
22	その他	事務所について	職員の事務所の設置は事業者側で準備するのでしょうか。又、貸付備品の内訳はどのような備品が入っているのでしょうか。(PC等)	事務所というのは各事業者様の営業所等を指しますので、設置については事業者様負担となります。貸付備品については、現在児童クラブで使用しているもの(机・椅子等)となる予定です。パソコン等は現在使用しておりません。

No.	該当箇所	表題	内容	回答
23	その他	保護者会の有無	各クラブに保護者会はあるか。	ありません。
24	その他	おやつとおやつ代の取り扱い	現在、どのようなおやつを提供しているか、これまで手作りおやつなどの提供はあったか。おやつ代は委託料と区分会計とする旨の記載があるが、保護者会が徴収している形態か、そうでない場合はおやつ代の収支はどのような会計処理とすべきか(受託者の自主事業としてよいか) 経費見積書(任意様式)におやつ代の収支は含まないで作成してよいか	現在は、各クラブでおやつ代を徴収し、1日に児童1名に対し、市販のおやつ(個包装のもの)を3~5つほどを提供しています。手作りおやつ の提供はありません。 おやつ代については、委託料と別に会計管理いただき、経費見積書には、おやつ の収支は含まず作成ください。 また、委託する業務の一部としておやつ代の徴収・出納管理等の実施 をしていただくため、市へのご報告が必要となります。
25	その他	職員の雇用等について	現在の職員の雇用条件(資格の有無、就労時間、時給)と勤務体制(シフト表等)をお示しいただきたい。	個別回答します。 (公表を希望される場合は、担当課までご連絡ください。)
26	その他	職員の雇用等について	現在勤務されている職員の方々の中で、受託者に転籍可能(面接可能)な支援員・補助員はいるか。	仕様書のとおり。 今回の業務委託では、雇用の確保も兼ねているため、原則現在雇用されている支援員については、雇用継続のご検討(面接の実施等)をお願いします。  ※仕様書「11支援員等について(4)支援員等の処遇」 ① 受託者は現に雇用している職員を最大限継続雇用するように努めること。
27	その他	職員の雇用等について	・現在働いている方々の1名あたりの所定労働時間、日数、社会保険加入の有無をお示しいただきたい。  ・現在雇用されている職員の待遇(賃金・交通費・社会保険等の加入有無・一時金の有無)をクラブごとに開示できる範囲で開示願います。その際に、可能であれば勤続年数についても開示願います。	支援員の雇用・労働時間等については、個別回答しているヒアリングシートをご確認ください。  なお、社会保険は加入しており、交通費については自宅から勤務地までの距離に応じて支給されています。  (交通費については「五所川原市職員の通勤手当支給規則(平成17年3月市規則第32号)」により規定されています。市ホームページ「例規集」からご確認ください。)
28	その他	支援員等の採用・労務管理について	「支援員の健康管理」とありますが、この健康管理とは定期健康診断をさしていますか。	定期健康診断やストレスチェック、またその結果に応じた処置など、支援員の心身の健康状態の把握とその健康管理をさします。

No.	該当箇所	表題	内容	回答
29	その他	施設面積について	五所川原小学校 放課後児童クラブの床面積が特に大きい理由は何か。	常時使用している教室にあわせ、食堂を使用しており、その面積が含まれているためです。
30	その他	各施設駐車場について	<p>・職員が通勤する際は学校の敷地内などに自家用車を駐車することが可能か、また、その際の費用は無償でよいか また、公用車をリース等で確保した場合の駐車場もいずれかのクラブの敷地内に駐車するという点で差し支えないか。</p> <p>・児童クラブに勤務する職員が車を利用して出勤する場合の駐車場は完備されていますか。使用する際の費用については、有償・無償のどちらになりますか。</p>	現に支援員が敷地内駐車場を無償で使用しているため、可能です。駐車場の確保については、各施設(小学校等)の許可が必要です。公用車を設けることについては問題ありませんが、例えば統括責任者の利用を主としたものであれば、統括責任者が主に所属する小学校の許可が得られれば可能です。
31	その他	実績について	昨年度の各クラブの登録児童数と利用実績をお示しいただきたい。	個別回答します。 (公表を希望される場合は、担当課までご連絡ください。)
32	その他	要支援児童について	昨年度の各クラブの要支援児の登録数と利用実績をお示しいただきたい。 積算上見込まれている要支援児の数と加配職員数をお示しいただきたい。	個別回答します。 (公表を希望される場合は、担当課までご連絡ください。)
33	その他	行事について	各クラブで行っている行事などがあればお示しいただきたい。	統一で行っている行事はありませんが、誕生日会を個別に行っているクラブもあります。
34	その他	受入学年について	クラブによって受け入れる児童の学年を限定している場所はあるか。	学年を限定している児童クラブは以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・南小放課後児童クラブ 3年生まで</li> <li>・栄小放課後児童クラブ(A、B) 3年生まで</li> <li>・いずみ小放課後児童クラブ 4年生まで</li> </ul>
35	その他	児童クラブの受け入れについて	南小学校放課後児童クラブについて、今年度からA、Bを統合し、定員60名となったという理解でいいか。また、定員60名であれば、2単位としての認識でいいか。	南小学校放課後児童クラブは、登録児童数の減少のため、今年度よりA、Bを統合し支援の単位を1つとしました。 なお、定員は60名で、支援員は3名以上の配置としています。

No.	該当箇所	表題	内容	回答
36	その他	児童のクラブへの通い方について	<p>・一野坪放課後児童クラブ、市浦小学校放課後児童クラブについて、平日に児童はどのようにしてクラブへ通っているのか。</p> <p>・各児童クラブにおいて、対象学区の小学校から児童クラブが離れた位置にある場合が見受けられます。小学校からクラブまでの移動手段を教えてください。また、上記の対象となるクラブがあれば教えてください。</p>	<p>一野坪及び市浦小学校放課後児童クラブは、平日、学校から児童クラブを開発するコミュニティセンターまで、スクールバスを利用して通っています。</p>
37	その他	安全管理・施設管理について	<p>施設・設備の点検について、点検に費用が生じる内容があれば、クラブごとに前年・前々年度の費用実績を開示してください。</p>	<p>前年・前々年度の点検で費用が生じたものではありません。</p>
38	その他	修繕料について	<p>1件の金額が3万円以内の修繕料について、クラブごとに過去5年の費用実績を修繕内容を含め開示してください。</p>	<p>過去5年間の修繕料は以下のとおりです。(既に閉設された児童クラブの修繕料は除きます。)</p> <p>平成27年度 なし  平成28年度 なし  平成29年度 18,468円/栄小放課後児童クラブ  ストーブ修理代  平成30年度 なし  平成31年度 21,600円/金木小放課後児童クラブ  照明スイッチ修理代  7,150円/中央小放課後児童クラブ  冷蔵庫ドア修理代</p> <p>なお、修繕料の見積への計上ですが、予想が難しいことから、予算計上は不要です。</p>

No.	該当箇所	表題	内容	回答																																																		
39	その他	通信運搬費について	現在各クラブに配置してある携帯電話の契約自体を受託者が引き継ぐと考えてよろしいでしょうか。 また、各クラブ毎に前年度・前々年度の費用実績を開示ください。	<p>受託者の希望により、携帯電話の契約引き継ぎも可能です。(現在開設しているクラブのみお示しします。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>クラブ名</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五小</td> <td>29,777</td> <td>27,266</td> </tr> <tr> <td>五小B</td> <td>8,878</td> <td>12,832</td> </tr> <tr> <td>南小</td> <td rowspan="2">24,501</td> <td rowspan="2">27,679</td> </tr> <tr> <td>南小B</td> </tr> <tr> <td>中央小</td> <td>21,528</td> <td>28,569</td> </tr> <tr> <td>中央小B</td> <td>0</td> <td>7,949</td> </tr> <tr> <td>栄小A</td> <td>25,999</td> <td>13,910</td> </tr> <tr> <td>栄小B</td> <td>26,595</td> <td>31,071</td> </tr> <tr> <td>三輪小A</td> <td rowspan="2">28,208</td> <td rowspan="2">33,742</td> </tr> <tr> <td>三輪小B</td> </tr> <tr> <td>三好小</td> <td>20,832</td> <td>29,050</td> </tr> <tr> <td>いずみ小</td> <td>28,729</td> <td>31,532</td> </tr> <tr> <td>一野坪</td> <td>25,764</td> <td>30,917</td> </tr> <tr> <td>七和</td> <td>27,447</td> <td>30,738</td> </tr> <tr> <td>松島小</td> <td>25,764</td> <td>29,039</td> </tr> <tr> <td>金木小A</td> <td>20,832</td> <td>29,051</td> </tr> <tr> <td>市浦小</td> <td>36,420</td> <td>46,558</td> </tr> </tbody> </table>	クラブ名	平成30年度	平成31年度	五小	29,777	27,266	五小B	8,878	12,832	南小	24,501	27,679	南小B	中央小	21,528	28,569	中央小B	0	7,949	栄小A	25,999	13,910	栄小B	26,595	31,071	三輪小A	28,208	33,742	三輪小B	三好小	20,832	29,050	いずみ小	28,729	31,532	一野坪	25,764	30,917	七和	27,447	30,738	松島小	25,764	29,039	金木小A	20,832	29,051	市浦小	36,420	46,558
クラブ名	平成30年度	平成31年度																																																				
五小	29,777	27,266																																																				
五小B	8,878	12,832																																																				
南小	24,501	27,679																																																				
南小B																																																						
中央小	21,528	28,569																																																				
中央小B	0	7,949																																																				
栄小A	25,999	13,910																																																				
栄小B	26,595	31,071																																																				
三輪小A	28,208	33,742																																																				
三輪小B																																																						
三好小	20,832	29,050																																																				
いずみ小	28,729	31,532																																																				
一野坪	25,764	30,917																																																				
七和	27,447	30,738																																																				
松島小	25,764	29,039																																																				
金木小A	20,832	29,051																																																				
市浦小	36,420	46,558																																																				
40	その他	見積書について	課税資産の譲渡時期による消費税の取扱いに留意することとありますが、具体的に何かをさしていますか。 見積書に反映しなければならない事項があれば詳細を教えてください。	消費税の改正があった場合の必要事項となります。 現在、改正について予定されていないため、特段の注意事項はありません。																																																		
41	その他	貸付備品について	備品を無償で貸与とありますが、各クラブに設置してある備品を開示願います。	現在精査中のため、完成次第、参加申し込みいただいている方に対し個別に回答します。																																																		
42	その他	スケジュール(予定)について	審査会については、5/27(水)を予定されていますが、現在緊急事態宣言の延長や都道府県を跨ぐ移動の自粛などがありますが、審査会の日程や審査に影響はありますか。	審査会は予定していたとおり、5/27(水)に実施する予定です。 ただし、現在(5/15時点)緊急事態措置が継続している特定警戒都道府県(北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫)からの参加者については、テレビ会議やWeb会議等で実施を行う予定です。 詳しくは、プロポーザル参加者に対し日時の案内等と併せ通知いたしますので、ご確認ください。																																																		